

地域密着型サービス等の基準を定める条例に規定する独自基準について(項目別市町数)

独自基準設定状況

項目		サービス種別							
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス
特養の居室定員								16	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	0	0	6	6	6	6	14	5
	(個別)計画の施設内掲示の義務	0	0	17	18	18	18	18	17
	食糧等生活物資の備蓄	0	0	18	18	18	18	18	17
サービス提供記録の利用者への提供		(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	(現行基準で規定済)	18	18	18	(現行基準で規定済)
記録の保存年限の延長		19	19	19	19	19	19	19	19
衛生管理等		0	0	0	0	0	0	1	0

《参考》独自基準の内容(概要)

※同じ項目でも、市町によって内容が異なる場合があります。詳細は各市町へご確認ください。

項目	内容	
特養の居室定員	原則、1人。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下も可。	
非常災害対策	災害種別毎の個別計画の作成義務	非常災害毎の入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画の策定(義務)
	(個別)計画の施設内掲示の義務	施設防災計画を当該施設の見やすい場所に掲示(義務)
	食糧等生活物資の備蓄	従業者及び入所者が当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄(努力義務)
サービス提供記録の利用者への提供	入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供	
記録の保存年限の延長	サービスの提供記録の保存年限を2年間から5年間に延長	
衛生管理等	1)感染症又は食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1人以上発生した場合に市町及び保健所に迅速に報告 2)同一の有症者等が5人以上又は全入所者等の半数以上発生した場合に市町及び保健所に迅速に報告	